

消費税の8割は法人税
減税で消滅！5%に下
げるのが税制民主主義

最高裁が野田市と市教委の上告棄却 情報公開異議申し立て却下の違法確定

最高裁第一小法廷は情報公開に
関して、被告である野田市と野田
市教育委員会、(以下、野田市など)
が上告した事件で18日、上告棄却、
上告費用・申し立て費用は野田市
などの負担という決定を行った。

最高裁は棄却理由として右の囲
みの内容をあげている。つまり、
法にのっとっている形をとってい
るが、内実は異なり、法律規定に
該当しないとすもの。

これは予測されたものでまっと
うである。

この裁判は市民(以後、A氏)が
教育委員会に対して行った情報公
開請求を、権利の濫用という理由
で拒否され、なおかつA氏がそれ
に対して異議申し立てを行ったが、
野田市などは情報公開・個人情報
保護審査会に諮らず異議申し立て
を却下したため提起されたもの。

A氏は15年11月、「情報公開・
個人情報保護審査会への諮問手続
きを経ないで成された異議申立の
却下処分は違法」として千葉地裁
に提訴した。

地裁、高裁(本年5月判決)と
もA氏の主張を全面的に認めて、
市や教育委員会の処分は違法と断
じた。あわせて権利の濫用にもあ
たらないうして開示請求の却下も
取り消されたことは言うまでもな

い。
ところが野田市など
は新たな証拠もなく、
法律にこじつけて上告
していた。自ら行った
違法な行政処分をただ
すことなく、市民側が
弁護士を付けないで起
こした裁判で敗訴した
責任は重い。

議会も同罪

これは市議会の責任
でもある。A氏は野田
市などの違法な決定に
ついて、15年9月議

会に「異議申し立ての違法な却下
決定を教育委員会が自ら取り消す
ことを求める陳情」を提出。

ところがこれをA氏に対する

棄却理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をす
ることが許されるのは民訴法(民事訴訟法)
312条1項又は2項所定の場面に限られる
ところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の
不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認
又は単なる法令違反を主張するものであっ
て、明らかに上記各項に規定する事由に該当
しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴
法318条1項により受理すべきものとは認
められない。

*カッコ内の注記と、レイアウトの変更は編集部

人格的は批判を伴って不採択。採
択に賛成したのは新社会党の長南
博邦議員ただ一人という体たらく
だった。

市民の陳情や意見にどう応える

A氏は裁判結果を受けて野田市
議会に「陳情書や請願書の記入様
式の工夫改善を求める陳情」を提
出する。

内容は15年9月議会の陳情が
法令の解釈と運用の問題であり、
審査はむずかしいものだったかも
しれないが、自分もそれを十分に
表現できなかったという反省があ
り、今後そのようなことのないよ
う、陳情書等の記入様式を改善し

てほしいというもの。

議会にとっては前回は法律の問
題、今回は国語の問題で力量が問
われる。

なお、A氏は野田市情報公開・
個人情報保護審査会に対して、今
回のような対応(門前払い)は杓
子定規であり、市民からの声にも
真摯に耳を傾けて頂きたいとの意
見書を提出するという。

東海第 2 原発再稼働の前提 広域避難協定 市民にも議会にも知らせず締結ダメ

「水戸から群馬に 受け入れ 8 市町と協定」(2月15日)、香取市など千葉県内 6 市町が「原発事故時の避難、6 市町が茨城・大洗町と協定」(3月27日)。

東海第二原発の重大事故の際の原発 30km 圏内の 14 市町村の広域避難計画(原子力災害避難協定)が、茨城県内外の自治体と結ばれつつある。96 万人の人口のうち 56 万人は県内避難、残りが県外避難とされている。

水戸市は、全域が原発から 5～30 キロ圏内の緊急時防護措置準備区域(UPZ)に入る。避難対象者は県内で最も多い約 27 万人。うち約 10 万人が県内、約 17 万人が県外に避難する。

その県外避難先に野田市などの東葛地区の市が対象となってお

り、約 4 万 4 千人が避難を予定していることがわかった。しかも今月末に協定を締結すると言われている。

しかし、このことは流山市議会に市長が報告し、議会で議論された以外は議会や市民に知らされていない。野田市議会は 2012 年 3 月議会で「東海第二原発の廃炉を求める意見書」を採択しているにもかかわらず、議会にまったく知らせずに協定を進めるのは問題だ。

もちろん、この計画策定そのものは災害対策基本法に基づいて行っているものである。しかし、11月に 40 年を超える東海第二原



写真は昨年 8 月、東海村で開かれた東海第二原発の廃炉を求める集会。この 20 日は雨の中、都内の日本教育会館で「10.20 東海第二原発運転延長 STOP! 首都圏大集会」が 730 名を集めて開かれた。

発の 20 年延長、再稼働を前提したものになるのは政治の必然。恐るべきことに 20 年延長許可は目前に迫っている。安易な協定は将来に責任が持てない。

東海第 2 原発運転延長を危惧する野田市民の会(長南博邦代表)と放射能汚染から子どもたちを守る市民の会(富村友子代表)は、野田市に対して市民への説明と市の熟慮を図るために、協定締結延期を求めるといふ。

水戸市の受け入れ先 (9月20日現在)

県	自治体	人数・人	県	自治体	人数・人
群馬県	太田市	7540	茨城県内	古河市	未公表
	前橋市	40640		結城市	
	高崎市	10460		下妻市	
	桐生市	4030		常総市	
	伊勢崎市	7530		つくば市	
	館林市	1960		坂東市	
	みどり市	1610		八千代町	
	邑楽町	890		五霞町	
	群馬計	74660		境町	
栃木県	宇都宮市	14360	データは東海第二原発差し止め訴訟団 HP から		
	足利市	5928			
	栃木市	6621			
	佐野市	5354			
	鹿沼市	6413			
	野木町	823			
栃木計	39499				
千葉県	東葛地域	約 44000			

東海第二原発の 20 年延長運転を許さない!

原発前に集合して人間の鎖で囲み、抗議しよう!

10.26 (反原子力の日)

原電包囲ヒューマンチェーン

場所: 日本原電本店前
時: 10月26日(金) 17:30~19:00

「首都圏各地で広がる被災・老朽原発『東海第二ごがすな』の声」
茨城県内の6市町を越える市町村議会再稼働反対の意見書が可決されています。
この動きは、首都圏各地にも広がろう。目標は20年運転延長反対です。
一方、日本原電は、住民の声を聞き入れず、東電と結託し再稼働準備を進めています。
10月26日は東海村にある動力試験炉(日本原子力研究所)で日本初の原子力による発電が行われた日。この日、原電本店前での抗議集会ヒューマンチェーンを呼びかけます。
多くの皆様の結果をお願いします。

呼びかけ団体: とめよう!東海第二原発首都圏連帯会
再稼働阻止全国ネットワーク

施設が強く風流が強い!東海第二は老朽・被災原発